別紙２

用語等の解説

＜廃止措置＞
運転を終了した原子力発電所の原子炉から使用済燃料を全て取り出した後から，全ての施設を解体撤去するまでの過程。

＜廃止措置計画の認可＞
原子力事業者は，原子力発電所の廃止措置を行う場合，事前にその計画（廃止措置計画）を定め，原子力規制委員会の認可を受ける必要がある。

＜保安規定＞
原子力発電所の運転管理全体について，安全を確保するために遵守すべき事項を規定しているもの。原子炉設置者は保安規定を定め，国の認可を受けることが原子炉等規制法第４３条の３の２４第１項で定められている。

＜放射線モニタリング＞
放出された放射性物質が周辺環境に影響を与えていないことを確認するため，空気中の放射線量や周辺の海水，土，農水産物の放射性物質の濃度を測定する。

＜線量当量率＞
放射線被ばくによる人体への影響を単位時間ごとに示したもので，単位としては，ｍＳｖ／ｈなどが用いられる。

＜放射化＞
原子炉内で中性子等の照射を受けた物質が放射性物質に変化すること。

＜腐食生成物＞
配管等の金属材料の酸化により生じた物質（さび）で水に溶けずに存在するもの。

＜冷却材再循環系＞
原子炉内の冷却材（水）を循環させ，流量を調整することで，原子炉の出力を調整することができる。

＜原子炉冷却材浄化系＞
原子炉内の冷却材（水）を連続的に少量ずつ取り出し，不純物（腐食生成物，溶解性無機物質など）をフィルタ等で除去する系統。

＜原子炉停止時冷却系＞
原子炉を停止した後，原子炉内の燃料の崩壊熱を除去するための系統。

＜主変圧器＞
発電機で作られた電気を送電線に送るために電圧を上げる（昇圧する）ための機器。

＜格納容器内ガス濃度制御系＞
原子炉運転中の事故防止のため，原子炉格納容器内に窒素ガスを充填するための系統。

＜クリアランス制度＞
廃止措置で発生する廃棄物には，放射能レベルが極めて低く，人への影響が無視できる，放射性物質として扱う必要のないレベル（クリアランスレベル）のものがある。このレベル以下であることを国が確認した廃棄物は，一般の廃棄物と同様に処分，再利用できるという仕組み。

以　上